

新潟県民会館会議室使用料表

(平成27年4月1日現在)

◇ 施設使用料

(単位:円)

施設名	区分	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	全日 (9:00~22:00)
第1会議室		4,730	6,630	6,840	16,930
第2会議室		3,380	4,610	4,760	11,860
第3会議室		3,380	4,610	4,760	11,860
第4会議室		3,380	4,610	4,760	11,860
談話室 A		8,530	11,300	11,300	28,500
談話室 B		5,790	7,520	7,520	19,200
談話室 A (ホール併用免除)		5,970	7,920	7,920	19,940
談話室 B (ホール併用免除)		4,050	5,260	5,260	13,460

◇ 附属設備使用料

移動用拡声装置	2,960	プロジェクター (液晶・スライド・OHP)	1,180
ワイヤレス送受信装置	2,380	可搬式スクリーン (4.4㎡)	420
マイクロフォン	1,180	ビデオデッキ	1,180
マイクスタンド	420	カセットテープレコーダー	1,180
演 台	1,180	CDプレーヤー	1,180
解説台(立)	1,020	持込機器	160

- (注) 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定します。
 2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
 3 施設使用料について、使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
 4 大・小ホールと併用して談話室を使用する場合は、施設使用料の70%に相当する額とします。
 5 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

[施設及び附属設備は、改修や設備更新等により変更することがあります。詳しくは係員におたずね下さい。]